

介保発第 1009 号
令和 2 年（2020 年）2 月 28 日

各地域包括支援センター
各居宅系介護サービス事業所 様

熊本市健康福祉局福祉部介護保険課
熊本市健康福祉局福祉部介護保険課介護事業指導室

モニタリング及びサービス担当者会議等の新型コロナウイルス感染症対策
のための臨時的取扱いについて（通知）

このことについて下記のとおり取り扱いますので通知します。

記

居宅介護支援業務におけるモニタリング及びサービス担当者会議等については、利用者やその家族等と同席のもとで行っているものであるが、新型コロナウイルス感染症の対策のため、臨時的対応として、電話等による代替手段を認めるものとします。なお、この場合は、他事業所のサービス担当者等と緊密な連携を図り、利用者の状況把握等を確実にを行うとともに、講じた代替措置の概要や経緯を詳細に記録しておくことが必要です。

備考 この臨時的対応は新型コロナウイルス感染症への対応のためのものであり、今後の状況に応じて終了するものとします。終了の時期については、終了前に市ホームページでお知らせします。

連絡先

介護保険課 認定給付班	328-2347
介護事業指導室	328-2793